

## 議会運営委員会

令和 3 年 5 月 2 4 日 (月)

午前 9 時 5 9 分開 会

○三鬼 (孝) 委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、事項書のとおり、1 番、任期満了に伴うタブレット端末等の取扱いについてと、2 番、その他の項で、改選後の議会日程 (事務局案) について審議いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、1 番の議題について、局長のほうから説明願います。

○高芝議会事務局長 それでは、任期満了に伴うタブレット端末等の取扱いについて説明させていただきます。

ただいま通知させていただきましたが、尾鷲市議会タブレット型端末貸与規程第 4 条では、タブレット型端末の貸与期間は、議員在職中となっており、第 1 2 条のほうでは、議員は、貸与期間が終了したタブレット型端末は、市長に返納することとなっております。また、その任期中に辞職等により資格を失った場合は、5 日以内にタブレット端末を返納しなければならないことが規定されております。

今回、例えば、市長選などに立候補していただいて、今回告示のほうは 5 月 3 0 日に予定されておりますが、議員資格のほうはなくなる議員さんのタブレット、それに付随する、及び充電アダプターなどにつきましては、6 月 3 日をめどに返納のほうをお願いしたいと思います。

また、その他の議員さんにおかれましては、議長及び議運の委員長に事前に相談させていただきましたが、今回議員さんの任期のほう、6 月 1 0 日まででございますが、機械のメンテナンスなどもさせていただきたいと思っておりますので、6 月 6 日の選挙の翌日、7 日の月曜日に議会事務局に一旦御返却いただくという取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○三鬼 (孝) 委員長 局長のほうから、任期満了に伴うタブレット端末等の取扱いについて説明がありましたけど、何かありますか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼 (孝) 委員長 では、そのように取り扱いたいと思っております。よろしくお願

いたします。

それでは、その他の項で、改正後の議会日程（事務局案）について、局長のほうから説明を求めます。

○高芝議会事務局長　それでは、改正後の議会日程（事務局案）について説明させていただきます。事項書のその他の項目を御覧ください。

この日程案につきましては、前回の改選時のものを参考に、おおよその日程を事務局案として作成させていただきましたので、御了承賜りますよう、よろしく願いいたします。

6月6日に選挙がございまして、その翌日7日には、当選証書付与式が行われる予定と聞いております。そして、10日木曜日には、新しく議員になられた方を対象とした議会ルール等説明会、翌11日金曜日には全員協議会、この全員協議会では、委員会構成、申合せ事項等の確認や議席について御協議いただく予定でございます。

次に、16日水曜日には、第6回臨時会の提出議案や選挙進行予定等などについての全員協議会、そして同日午後から、正副議長選挙に係る所信表明のための議員懇談会を開催していただく予定としております。

最後に、18日金曜日には、第6回臨時会を開催していただき、正副議長の役員選挙などを行っていただく予定とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま説明ございましたけれども、特にございますか。

よろしい。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、事務局案のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

これで議会運営委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

（午前10時03分　閉会）